

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 監査役の権限および責任

1. 監査役の設置義務

取締役会設置会社・会計監査人設置会社は、監査役を設置しなければなりません。ただし、非公開会社のうち会計参与設置会社および監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社は除かれます。

2. 監査役の権限

監査役は取締役の職務執行を監査する機関であり、その権限範囲は会計監査と業務監査に及びます。

会計監査	業務監査
計算書類等を監査し、監査報告書を作成する。	取締役の職務執行が法令・定款に適合しているかどうかを監査する。

非公開会社（監査役会設置会社、会計監査人設置会社を除く）では、監査役監査の範囲を会計監査権限のみに限定する旨（会計監査限定監査役の設置）を定款で定めることができます。なお、5月1日施行の会社法改正により、会計監査限定監査役である旨が登記事項になりました。

3. 監査役の実任

	具体例	賠償金・支払額	責任免除
任務懈怠責任	取締役が違法行為をしようとしており、それによって会社に著しい損害が生ずる恐れのあることを監査役が知りながら、放置した場合	任務懈怠により会社が被った損害額	<責任の免除（全部免除）> →総株主の同意が必要 <責任の軽減（一部免除）> →下記4.参照
第三者に対する損害賠償責任	重大な過失により粉飾決算を発見できなかった場合	任務懈怠により第三者が被った損害額	なし

4. 監査役の実任の軽減

善意で重大な過失がない場合に限り、任務懈怠責任が軽減されます。

	概要	責任の軽減（一部免除）
株主総会による軽減	株主総会において一定の事項を開示し、特別決議を得ることによる責任軽減	賠償の責任を負う額から年間の報酬等の2倍の額（最低責任限度額）を控除した金額の範囲で免除される
取締役会による軽減	取締役会決議又は取締役の過半数の同意による責任軽減	
責任限定契約による軽減	会社と監査役との間における事前の責任限定契約による責任軽減	

お見逃しなく！

責任限定契約の対象者は「社外取締役等（社外取締役、会計参与、社外監査役、会計監査人）」となっていたのですが、5月1日施行の会社法改正により「非業務執行取締役」に対象が拡大されました。